

# 令和5年8月 定例教育委員会

令和5年8月23日(水) 14:30~15:30

粕屋町役場2階 大会議室

進行：青木教育長職務代理

- 出席委員 西村 久朝 教育長
- 青木 政広 委員(職務代理)
- 舎川 真理 委員
- 長 順子 委員
- 青木 知香 委員
- 傍聴人 なし
- 事務局 堺 哲弘 教育委員会事務局次長兼学校教育課長
- 安武 由晴 社会教育課主幹
- 井手 正治 給食センター所長
- 渡辺 剛 子ども未来課長
- 有得 辰俊 指導主事

## 1 教育長あいさつ

- 新型コロナウイルス大感染拡大について
- 夏季休業中の出校日について

8月29日(火)、30日(水)・・・粕屋中央小学校は工事の関係で8月30日のみ

## 2 教育長からの報告

- (1) 令和5年度 全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)の結果について 【資料1】

## 3 審議・協議事項

(青木政広職務代理)

審議事項に入ります。担当課から説明をお願いします。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

資料1 ページをご覧ください。

学校教育課からご審議をお願いしますのは、「粕屋町 教育委員会の 後援等に係る 事務取扱 要綱」の改正について、1件です。

本要綱は、粕屋町教育委員会の名義後援の希望に際しての、申請・承諾等の事務手続きを定めているものです。

これまで、町ホームページ等におきまして、後援手続きの案内や、申請書等の必要な様式は公開されていましたが、「要綱」そのものは公開されていませんでした。この度、利用者利便性や透明性の向上の観点から、「要綱」そのものも公開することとし、それに併せて、運用や語句等の整理を行うため、

改正をするものです。

改正が細かく多いため、一般的な「改正文」「新旧対照表」では分りにくそうでしたので、今回2ページからのカラーの資料をつけています。

資料の青文字（二重線で見え消し）部分を削除し赤文字部分を加えるもので、改正内容のほとんどは、送り仮名の取り扱いや主語の追加、「又は・若しくは」などの接続語の適正化など、法令・条例等を定める際の一般的なルールに従うとともに、「粕屋町の 後援等に係る 事務取扱 要綱」との整合性も考慮して整理した内容となっています。

内容自体には大きな改正はありませんが、主だった部分のみ掻い摘んで説明します。

まず、第3条 第2項の「ただし書き」を削除していますが、対象となる事業を定める第1項と、事実上重複していましたので削除しています。

同じく第2項の第7号について、「自治分館」の定義が曖昧でしたので、既定の主旨を勘案して「特定の団体や地域等の狭い範囲に限られるもの」を後援対象外としました。

第4条 第1項の第6号及び第7号につきまして、「経費」と「純益が見込まれる場合の支出先や目的」については、これまでの運用や、町の後援手続きでも求めていませんでしたので、削除しています。

同じく第4条の第3項ですが、申請後に申請内容の変更があった場合の手続きについて、「再申請」と「変更届」の2パターンがあり、手続き負担的に大差なく、どちらで変更すべきか区分が難しいものでしたので、「再申請」に一本化し、「変更届」を定めた「ただし書き」を削除しています。

改正の主な部分は以上です。

本要綱の改正につきまして、ご審議をよろしくお願いします。

(青木政広職務代理)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

(西村教育長)

これは、学校教育課だけの要綱ではなく、教育委員会全体の要綱ということでしょうか。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

はい、そのとおりです。

(青木政広職務代理)

他になければ、承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続けて説明をお願いします。

(安武社会教育課主幹)

社会教育課長が公務で欠席していますので、代理で出席しています私、社会教育係 主幹の安武から説明します。

社会教育課からは、1件の法令案件と1件の委嘱同意案件です。お手元の資料、8ページをお願いします。

「粕屋町立生涯学習センター設置条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則についてです。

令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴い、本体価格（税抜き価格）と消費税額を明確にするため、様式の改正を行う必要があります。

10ページから13ページに、様式の新旧対照表を掲載しており、サンレイクかすやとテニスコートの使用許可申請書と使用許可書になります。左が旧様式、右が新様式です。申請書と許可書は複写式になっていますので、申請書と許可書の改正内容については同じものとなりますが、お客様控えである許可書にのみインボイス制度の登録番号を追加しています。

11ページの「サンレイクかすや使用許可書」で説明します。

改正箇所には下線を付していますが、中段の使用年月日等を記載する太枠内の基本使用料と使用料合計及びその下の細線の枠内の備品料金の箇所に「税込」の表示を追加しています。

また、一番下の左側には、館長名の下に粕屋町のインボイス制度の登録番号を追加し、右側の納付済金額の欄には「税込」及び「消費税10%対象」を追加。また、消費税額を明確にするために、右側の金額欄に「消費税」の記載箇所を追加しています。

次に「テニスコート使用許可書」について説明します。

13ページをお願いします。

こちらについても同様の改正をしており、下段の使用料の上に「税込」の表示を追加、右の納付済金額の欄には「税込」及び「消費税10%対象」の追加 及び金額記載欄に「消費税」の記載箇所を追加し、左下の館長名の下にインボイス制度の登録番号を追加しています。

以上、ご審議の程よろしくをお願いします。

(青木政広職務代理)

説明が終わりました。インボイス制度に関する新様式とのことですが。

ご意見ありますか。承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続けて説明をお願いします。

(安武社会教育課主幹)

続いて、14ページをお願いします。

「粕屋町史跡等整備検討委員」の委嘱同意について、国史跡の阿恵官衙遺跡につきましては、令和2年度と3年度で『阿恵官衙遺跡保存活用計画』を策定いたしました。これは、史跡の恒久的な保存管理のほか、活用、整備、運営体制の基本方針を定めた計画として位置付けております。

この保存活用計画を踏まえたうえで、次のステップとして、史跡整備に関する事業を進めてまいります。

まずは、今年度から2か年で『阿恵官衙遺跡整備基本計画』を策定する予定です。阿恵官衙遺跡に必要な整備事業について、基本的な考えを整理し、どのような史跡公園とするか具体的な内容や実現方法、課題等を示す基本的な計画になります。計画策定後、整備工事に関する基本設計及び実施設計を作成して、工事に着手する予定です。

これらの整備事業について、専門的な見地から指導・助言をいただくため、15ページに記載のとおり、環境デザイン学、考古学、古代史、建築学、教育デザイン学の専門の先生をはじめ、地元区長を含めた7名の委嘱同意について、委員会にお諮りするものでございます。

任期は、令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2か年になります。

委嘱同意につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

(青木政広職務代理)

説明終わりましたが、この検討委員会については、要綱等の規定は定めてありますか。

(安武社会教育課主幹)

令和5年3月24日教育委員会要綱として制定した「粕屋町遺跡等整備検討委員会設置要綱」に基づくものとなります。

(青木政広職務代理)

ご質問、ご意見ありますか。7名の新委員の委嘱につき承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続けて説明をお願いします。

(井手給食センター所長)

学校給食センターからです。資料16ページをお願いします。

学校給食センターからの提案は、「粕屋町学校給食共同調理場の見学及び学校給食の試食に関する要綱」の一部改正についてです。

食材費の価格高騰が続いていることに対し、本年度については給食費を値上げせずに町予算から補填しており、令和6年度についても、値上げはせず、町予算から引き続き補填する方向性を前回ご説明し、その際、教職員及び給食センター職員の給食費のみ、9月から一食20円値上げするようお伝えし

ていました。

それに伴い、主に PTA 主催で行う「学校給食試食会」の給食費を改正するものです。

18 ページに試食会の申請書を載せておりますが、「給食費」の項目をご覧ください。

今までは、小学校用が 260 円、中学校用が 320 円という標記だけでしたが、小学校用は 20 円上がり  
《大人》280 円、《小人》はそのまま 260 円、中学校用は《大人》340 円、《小人》320 円と変更して  
います。

以上の変更につき承認いただきたく、審議をお願いします。

(青木政広職務代理)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

(舎川真理委員)

《小人》というのは未就学児という認識でいいですか。

(井手給食センター所長)

小人は、実際には使わないことが多いですが、未就学児を連れて保護者が来られた場合の金額として  
記載しています。

小・中学生は給食費をいただいているので、給食センターへ来て試食をした場合でも、追加で費用を  
もらうことはありません。基本は大人だけとなります。

(西村教育長)

基本的に子どもは学校に行っているので試食には来ないということでもいいですか。

(井手給食センター所長)

試食と見学を兼ねていますので、見学だけの時でもこの申請書を使用します。

(西村教育長)

見学の場合でも、通常は親が来るのだと思いますが、子どもが一緒に来ることがありますか。

この《小人》の対象者は、町外者等の見学時ではないですか。

(井手給食センター所長)

この申請書は、学校給食センターへ子どもが社会科見学の受付時も使用しており、上の「参加者」欄  
で、大人（先生）や小人（児童・生徒）が何名か出してもらっています。そのため、下の「給食費」欄  
でも合わせた表記をしています。

実際は、《小人》を使うのは、町外から来られた場合になると思います。

(舎川真理委員)

例えば、中学校の子が施設見学に来た場合、中学生でも《小人》になりますか。

(井手給食センター所長)

中学生でも《小人》になります。

(青木政広職務代理)

教育委員会の要綱としては、《小人》という表記より、青年や児童、生徒のような適語を使用して対象の定義を明確に絞ったうえで、表記・周知を考えてはいかがでしょうか。

それから、町内と町外のどちらに対してなのか、例えば、外部からの視察が多いので、それに合わせて整備したというような位置づけを最初に説明いただくと、分かりやすいと思います。

今の改正案は、どちらにも見受けられるような表現なので、勘違いの起きないようにしていただけたらと思います。

(長教育委員)

小学校と中学校で金額が違うのは、量の違いによるものですか。

同じ2歳の子が来た場合でも、小学校用の時と中学校用の時でメニューが違うということでしょうか。

(井手給食センター所長)

はい。メニューが違います。

(青木知香教育委員)

小学校用と中学校用で、児童と生徒で表現を変え、申請書を分けた方が良いように思いますが。

(井手給食センター所長)

頻繁に使用するものではないので、統一様式の方が事務的には都合が良いです。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

今まで、小学校用の給食メニューは260円、中学校用メニューは320円という金額しかなかったが、20円プラスの大人用料金ができたことで、大人用・小人用を併記したため分かりにくくなったということだと思いますので、元のように260円と320円のメニュー料金のみを表示し、大人はプラス20円必要になるとの標記が分かりやすいのでは。

(青木政広職務代理)

手法は拘りませんが、分かりやすく誤解を生じない様式にしていればと思います。

(西村教育長)

食べるのが大人か子どもかは関係がなく、日によって提供されるメニューが小学校用献立になるのか中学校用献立になるのかが決まっていて、そのメニューにより金額が違うということなので、そのよう

な説明であれば様式を変える必要もないのでは。

(有得指導主事)

小人が20円補填されて260円になる理由がよく分からないのですが、学校に行っている子には20円の補填があり、試食に来た子にも20円の補填があるという捉え方でいいですか。

町の学校に通っていることで20円の補填が受けられるのであって、試食に来る子が基本的に町外の子となるのなら、補填を受ける権利がないことになり、一律280円でいいように思うのですが。

(青木政広職務代理)

要は、対象者をどうするかではなく、メニューごとの金額を単純に徴収するのかどうかということとしますので、その視点で整理していただいて、様式変更の検討と再説明をお願いします。

この件は一旦保留とします。本日の審議事項は以上です。

※保留後の対応

指摘事項について様式の表記を検討・修正したのち、各教育委員へ郵送。

8月28日に学校給食センター所長が各委員へ電話にて再説明を行い、全委員から承認を得た。

#### 4 各課からの連絡事項

(1) 学校教育課

\* 9月行事予定

(2) 社会教育課

\* 9月行事予定

(3) 給食センター

\* 糟屋区学校給食コンクール結果

\* 9月行事予定

(4) 子ども未来課

\* 9月行事予定

(5) 指導主事

#### 5. 次回開催日時

9月25日(月) 14:00～

9月20日(水) 管内教育長会(福岡教育事務所)

昨年度は、10月3日に開催

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 西村 久朝

---

署名委員 青木 政広

---

署名委員 舎川 真理

---

署名委員 長 順子

---

署名委員 青木 知香

---

会議録調整者 堺 哲弘

---